

# 兵庫県警察交通相談所運営要綱

〔昭和41年2月3日〕  
〔本部訓令第2号〕

〔沿革〕 昭和41年8月本部訓令第21号、42年2月第2号、43年7月第18号、44年3月第4号、49年4月第11号、50年3月第8号、平成元年5月第12号、12年6月第3号、14年3月第5号改正

警察署交通相談所運営要綱を次のように定める。

## 兵庫県警察交通相談所運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県警察の設置する交通相談所（以下「相談所」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(相談の定義)

第2条 この要綱で交通相談（以下「相談」という。）とは交通事故関係者に対し、法令又は救済制度の不知がもたらす不利益をなくするため、損害賠償に必要な手続等について教示又は便宜を供与するほか、交通関係の諸問題について県民の相談に応じることをいう。

(相談所の設置)

第3条 警察本部（以下「本部」という。）及び警察署（以下「署」という。）に相談所を設置する。

(相談所の標示)

第4条 本部及び署には、見やすい箇所に「交通相談所」の名称を標示しなければならない。

(相談担当者)

第5条 相談所には相談担当者を置く。

2 相談担当者は、この要綱の定めるところにより相談に当たるとともに、必要により自己所属の当該課（係）員に相談の補助をさせることができる。

3 相談担当者の指名については、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 本部においては交通企画課長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長がそれぞれの、所属職員のうち、警部補以上の階級にある者の中から、あらかじめ指名しておくこと。

(2) 署においては警察署長が、原則として、交通担当の警部補以上の階級にある者のうちから、あらかじめ指名しておくこと。

(相談の範囲等)

第6条 相談の範囲はおおむね次のとおりとする。

- (1) 交通事故に係る損害賠償の手續等の教示に関すること。
- (2) 道路交通関係法令の解説に関すること。
- (3) 交通上迷惑となる行為等についての苦情処理に関すること。
- (4) その他交通問題に関すること。

2 相談の適正を期するため必要な関係資料は常にこれを整備しておかなければならない。

(相談の受付及び処理)

第7条 相談は、原則として県の休日（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項各号に掲げる日をいう。）を除き、午前9時から午後5時までの間において口頭により受理するものとする。

2 相談事項の処理に当たっては、相談内容に応じ、自動車保険料率算定会自動車損害賠償責任保険各調査事務所、本部交通部各課、隊、関係者その他関係機関と密接な連絡をとらねばならない。

(相談担当者の心得)

第8条 相談担当者は、次の事項に留意して相談に応じなければならない。

- (1) 常に奉仕的な気持をもって、さ細な相談といえども誠意をもって懇切丁寧に行うこと。
- (2) 常に関係法令を研究し、確信をもって相談に応じ、事案を的確に判断して迅速に処理すること。
- (3) 示談金額、賠償金額等についての相談に対しては、類似事案の判決例を参考に示すにとどめ、具体的金額の決定、示唆又は提言をしないこと。
- (4) 相談を受けた当該交通事故当事者の過失率は明示しないこと。
- (5) 相談事項をひそかに処理したり、相談に関しての謝礼又は物品の供与等を受けないこと。

(相談の記録)

第9条 相談を受理したときは、相談者の住所、氏名、相談事項等を交通相談受理簿（別記様式）に記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この要綱は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、兵庫警察署、尼崎中央警察署、明石警察署、姫路警察署、豊岡警察署、洲本警察署にあっては、2月21日から施行する。

附 則（昭和41年8月13日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則（昭和42年2月17日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和42年2月20日から施行する。

附 則（昭和43年7月30日本部訓令第18号）

この訓令は、昭和43年7月30日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月10日本部訓令第12号）

この訓令は、平成元年5月13日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成14年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。